

令和 2 年度事業計画

2025 年問題に目を向けた「社会保障と税の一体改革」は昨年の消費税率引き上げをもってひと区切りとされ、厚生労働省は「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」を設置した。これは 2025 年以降、現役世代の人口が急減し高齢者数がピークを迎える 2040 年頃を展望し、社会保障と働き方を併せた改革が必須であり、これについて国民的な議論を喚起するためである。

昨年の医薬品医療機器等法の改正、また令和 2 年度の診療報酬改定の内容もいわゆる 2040 年問題を視野に入れていられると考えられ、熊本県薬剤師会においても当面の課題に取り組むとともに、将来を見据えた事業に取り組まなければならない。

昨年 12 月に公布された改正医薬品医療機器等法では、薬局は、従来の「医薬品の販売と調剤を行う場所」に加えて「医薬品の適正使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う場所」と明記されるとともに、患者が自分自身に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局認定制度（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の導入が盛り込まれた。さらに薬剤師には「患者が使用する医薬品の使用状況の継続的かつ的確な把握と服薬指導」が義務付けられた。

また、本年 2 月に中央社会保険医療協議会から出された答申書（令和 2 年度診療報酬改定について）では、これまでの指摘のとおり調剤基本料や調剤料が厳しく見直されたが、一方で薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、対物から対人への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化として、地域医療に貢献する薬局の評価及び薬局における対人業務の評価等を充実させる内容であり、薬剤師に対する要望、期待が込められている。さらに、病院薬剤師について入院患者に対する効果的な薬物治療を確保する業務等が評価されており、加えて薬局の薬剤師との連携を通じて退院後も安定した療養環境を確保する業務等への評価も盛り込まれた。この答申は、「住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにする。」という医薬品医療機器等法の改正の趣旨と一致するものであり、薬剤師はお互いの連携を深め、国民・県民、さらに医療関係者から見えるかたちで患者のニーズに的確に応えていくことが益々重要になっている。

そこで、改正医薬品医療機器等法に基づく機能別薬局認定制度への適切な対応を行うとともに「地域包括ケアシステム」の中で、「薬物療法の個別最適化」「薬物療法の連続性」「公衆衛生・災害対策」「健康生活の推進セルフケア支援」「他職種・他施設との連携」等、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を発揮するための資質向上カリキュラムとして日本薬剤師会が示した研修シラバスに基づく研修会を熊本県薬剤師会として企画していく予定である。

それに加え、地域住民が安心して安全に医薬品を使用できるようにするための第 1 歩は薬剤師が正しい知識と技術を持つことであり、このために薬剤師会の役割は益々重要になっていることを踏まえ、入会を促進し組織強化に努めなければならない。

さらに、厚生労働省が策定した「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」に基づき地方自治体の取組みが進められていることから、これらに積極的に参画するとともにアレルギー疾患対策の推進に寄与するために公衆衛生の向上に関する新たな事項として「感染症及びアレルギー疾患対策」を加える。

また、緊急災害時の対策として、感染症等の発生時に迅速な情報の収集と提供や適切な活動が行えるよう、新型インフルエンザ等対策に係る業務計画を見直すとともに、地震、風水害等の自然災害時における防災計画、医療救護マニュアル等の充実を図る。

これらを踏まえ、以下の事項に取り組む。

公1 薬剤師職能の向上の推進、公衆衛生の普及・指導及び薬事衛生の普及・啓発活動並びに地域医療への貢献と医療安全確保のための事業

1 薬学の進歩及び薬業の発展促進に関する事項

(1) 薬学教育

- ① 認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップの開催
- ② 認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催
- ③ フォローアップ研修会の開催
- ④ アドバンストワークショップの開催
- ⑤ 改訂モデル・コアカリキュラムに基づく実務実習への協力

(2) 第53回日本薬剤師会学術大会、第80回九州山口薬学大会等への協力

2 薬剤師の職能向上に関する事項

(1) 学術研修会の開催等

- ① 熊本県薬剤師会学術大会
- ② 生涯学習研修会
- ③ 臨床研究支援研修会
- ④ 新採用薬剤師教育研修会
- ⑤ 薬剤師セミナー
- ⑥ 保険薬局セミナー
- ⑦ 医療安全講習会
- ⑧ 高度管理医療機器等に係る継続研修会
- ⑨ 健康サポート薬局に係る研修会
- ⑩ 在宅医療研修会
- ⑪ セルフメディケーションに関する研修会
- ⑫ 薬局ビジョンに関する研修会

3 保健、医療、福祉、環境の向上に関する事項

(1) 健康増進関連

- ① 県民公開講座の開催

- ②くすりと健康展の実施
- ③禁煙指導薬剤師の認定・育成
- ④薬の適正使用、アンチ・ドーピング活動啓発
- ⑤スポーツファーマシストの育成及び関係機関との連携支援
- ⑥登録販売者研修会の開催

(2) 災害対策（災害時緊急医薬品等供給）

- ①災害薬事コーディネーター、災害支援薬剤師等の養成
- ②モバイルファーマシーの活用及び訓練
- ③熊本県地域総合防災体制の構築

(3) 感染症及びアレルギー疾患対策

- ①感染制御に関する研修会の開催
- ②アレルギー疾患の医療提供体制の整備

(4) 認知症への対応

- ①認知症対応力向上研修会の開催

(5) 医療サービスの提供支援及び薬局薬剤師との連携

- ①病診・薬局業務推進・改善セミナーの開催

4 在宅療養対策に関する事項

- (1) 在宅訪問薬剤師支援センター等整備
- (2) 医療材料等供給システムの整備
- (3) 無菌調剤室共同利用促進の支援
- (4) 地域ケア会議への参加の支援

5 医薬品等の情報提供及び有効性・安全性の確保に関する事項

- (1) おくすり相談
- (2) ドーピング防止ホットライン対応
- (3) 医薬品検索システムの整備
- (4) 薬剤イベントモニタリング
- (5) 医薬品の計画的試験検査

6 学校保健に関する事項

- (1) 学校保健の推進
 - ①学校薬剤師研修会の開催
 - ②薬物乱用防止活動の支援
 - ③くすり教育の実践
 - ④学校環境衛生活動及び学校環境衛生検査の完全実施へ向けた支援

7 薬剤師無料職業紹介所に関する事項

- (1) 薬剤師無料職業紹介所の有効活用

①企業説明会の実施

(2) 求人・求職情報システムの活用

8 広報及び機関誌の刊行に関する事項

(1) 熊葉会報の発行

(2) メディアによる広報活動

収 1 公益目的事業に資するための収益事業

(1) 土地の賃貸

他 1 会員の厚生福祉、薬局の支援に関する事業

(1) 会員の厚生福祉の増進

(2) 医療事故等に係る損害保険

(3) 医療保険制度等

(4) 専門図書等の斡旋